

# 医療法人社団平成会桜井病院

## 面会規程

### (目的)

第1条 本規程は入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、療養環境の確保、また患者及び院内の安全確保の観点から当院における面会に関する基本事項を定めることを目的とする。

### (面会時間)

第2条 面会時間は原則として次の時間帯とし、1回15分程度とする。

- (1) 平日 14時30分～17時30分
- (2) 土曜 10時～13時
- (3) 日曜・祝日 なし

2 急を要する場合等状況により医師または看護師により面会時間を調整することがある。

### (面会場所)

第3条 原則として面会患者の病室内またはロビー等指定の場所とする。

### (面会人数)

第4条 原則として2名までとする。但し、患者の療養環境の確保および他患者への配慮の観点から状況により制限する場合がある。

### (面会者)

第5条 家族、親族等ならびに施設職員等病院が必要と認めた者。

2 年齢制限は設けないがマスク着用可能な者。

### (面会条件)

第6条 面会者はマスク着用とし手指消毒を行う。

2 面会者は発熱や感染症を疑う症状（咳嗽、咽頭痛、全身倦怠感、嘔気嘔吐、下痢等）がないこと。

3 重篤患者、終末期患者等については医師の判断により柔軟に対応する。

### (面会制限措置)

第7条 感染症流行時や院内感染の発生時には患者の安全確保及び院内感染防止の観点から面会制限措置を講じることがある。

### (遵守事項)

第8条 面会者は本規程及び職員の指示に従うものとし、従わない場合は面会を中止することがある。

### (附則)

本規程は令和8年6月1日より施行する。